

「知事とのわいわいミーティング」(平成18年9月12日実施) 平川会場の概要について

「知事とのわいわいミーティング」を9月12日(火)午前10時から、平川市の「平川市文化センター」で開催しました。当日の概要をお知らせします。

「知事とのわいわいミーティング」は、知事と県民の皆さんが、青森県の未来を創るために直接意見交換をする場です。今年度は、合併した市町にうかがって実施することとし、平川市は2回目の開催となりました。

当日は、約20名の市民の方と地元の平川市長が参加され、8名の方からご提言・ご提案がありました。

その概要は、次のとおりです。

- - - - -

知事あいさつ

みなさん、おはようございます。

本日は、「わいわいミーティング」でお邪魔させていただきました。地域での課題など、皆様方から様々なお考え、アイデア等をいただきながら、県政の場に活かしていきたいと考えていますので、率直なお話をいただきたいと考えています。

今日はよろしくお願いします。

農林水産部理事

私は、青森県庁で今年の4月から農林水産部理事を務めさせていただいております。ここ平川市は風光明媚で、当地の志賀坊森林公園に趣味の写真を撮りに訪れたこともあります。

農林水産業がしっかりしなければ地域は成り立たないということを知事からも言われています。どうぞよろしくお願いします。

発言者1(60歳代・男性)

町中で見かける看板や広告塔の中には、古く、文字などが消えてしまったり、錆びているものがあります。営業していない店舗の屋号などの看板も見受けられますが、そのままではいけないと思います。県外からの観光客からも、青森県は自然が豊かで美しいし、目に入る看板などもはっきりしていて気持ちが良いという印象を持ってもらえるよう、観光

面からも改善に取り組んでみてはどうでしょうか。特に古い看板等については、実態を調査し、店舗等に指導するということをしてはいかがでしょうか。

知事

県では屋外広告物条例を制定しています。この条例では、著しく老朽化したもの、古くなった広告物等は禁止広告物として県内全域で掲示が禁止されていますし、表示の必要なくなったもの、昔かけた看板がそのまま残っているといったものは、掲示した人が撤去しなければならないということになっています。ご指摘いただきました様々な広告物についても、禁止広告物等に該当するものが多いのではないかと考えます。



また、条例では、屋外広告業を営むためには、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、知事登録が必要となる制度もつくりました。そのことによって、看板屋や広告業者に対して、県から様々な話をさせていただけるような仕組みもつくっています。

違反広告物の現状をお話ししますと、昨年度は県内で41件の違反広告物に係る措置命令等があり、1530の違反広告物が除却されています。

今後とも、可能な限り、この条例をうまく活用しながら、また市町村と連携しながら、処理していきたいと考えています。

農林水産部理事

看板があるせいで良い写真が撮れない場合もあります。また、案内板にしても、文字が消えているものがあります。

ただ、看板や広告物の撤去については、広告物等に記載されている連絡先に連絡しても、設置したのは別な者であったりして、勝手に撤去するのは難しいという問題もあるようです。

屋外広告物について、どれが良くどれが良くないのか、地域のコンセンサスとして、みんなで分かるような形で議論していく仕組みができれば良いのではないかと考えます。

知事

青森県屋外広告物条例による是正指導等の主体は、市町村になります。平川市の場合、屋外広告物担当部署は、都市計画課の都市計画係ということになります。都市計画担当部署を中心として、平川における景観を考えた屋外広告物はどうあるべきか、看板屋さんも含めた、地域住民のコンセンサスが大事ではないかと考えています。

政策調整課長

仲間が集まる様々な会合の中で、話題になるようなことが大変重要だと思います。同じ思いで、まちを美しくしていこうという運動だと思いますので、時間かかってでも取り組むべきだし、県も引き続き市町村と一緒に頑張って対応していく課題ではないかと考えています。

発言者 1（60 歳代・男性）

持参した資料では、不適切と思われる広告物を例示しましたが、撤去してもまた貼られる、という場合もあるようで、非常に嘆かわしいと思っています。

また、県の設置とみられる看板に意味不明な文字が書かれているものもありますので、きちんと調査してもらいたいと思います。

知事

県が所有する看板については、県で対応しなければなりません。道路パトロール等を通じて、少なくとも県が設置した看板については、点検・チェックをしていきます。

政策調整課長

今お話がありました県の看板の例につきましては、あとで所在等を確認させていただきます。

発言者 2（40 歳代・男性）

現在、保護者が共働きの家庭が多く、学童保育の希望者がたくさんいます。小学校や児童館で学童保育を行っていますが、定員以上の申込みがあり、低学年までしか入れないところがあると聞きます。時間も夕方 5 時までだと、保護者が帰宅していない時間帯に下校させることになってますが、昨今、不審者が出ているといったニュースを頻繁に聞きますので、保護者は不安です。学童保育の定員増加や保育時間の延長によって、低学年児童の保護者が安心して仕事に就けるような環境を作ることは、少子化対策の一つにもなると思います。

知事

学童保育については、市町村と連携して取り組んでいます。平成 17 年 2 月に、「わくわくあおもり子育てプラン」を策定しました。放課後児童クラブについては、今後、平成 21 年度までに、216 か所設置という目標を立てています。現在は、28 市町村で 201 クラブが設置されています。

平川市では、かなり早い時期から放課後児童クラブの設置に積極的に取り組まれており、現在、9 つのクラブが設置されています。18 時まで放課後児童クラブを運営している例もあります。

我々としても、放課後児童クラブの開設時間の延長については、市の学童保育担当の方にもお話ししていきたいと思っています。特に１７時までしか実施していないものがありますが、これらについて時間を延長できないか、市の学童保育担当者に話をしていきます。

それから、ファミリーサポートセンターという制度があり、保育を支援できるサポート会員を集めています。県内では４つの市で実施していますが、例えば、仕事を持つお母さんが、急な残業をしなければならず、子どもを保育園に迎えに行くことができなくなったようなときに、センターに電話をすると、会員の方が代わりに迎えにいくよう仕組みです。ファミリーサポートセンターのような新しい仕組みにも積極的に取り組まれるよう、各市町村には話をしています。

ただ、県としては、共稼ぎの方への支援のほか、仕事づくりということにも力を入れていきたいと考えています。今日の午後、当地の(株)日本マイクロニクスにおじゃまします。工場を増設すると聞いていますが、働く場が増えるということで、嬉しく思っています。

発言者３（７０歳代・女性）

私は、これまでボランティア活動に携わってきましたが、災害時のボランティア活動はどうすればいいか、という問題意識があります。先だって、水道水の汚染があったとき、私はテレビを見ていて汚染を知りましたが、近所でもそのことを知らない人がいました。そこで、向こう三軒両隣は、いつも一声かけあうといった活動が大変大事だということを実感しました。災害があったときに、住民に一早く知らせるための仕組みはあるのでしょうか。災害時には、みんなで一声掛け合うことによって、被害が最小限になるようにしたいものです。

知事

長年にわたるボランティア活動として、日常、声かけ運動に取り組まれていることについては、大変ありがたく思っています。県でも、子ども達に、朝は「おはよう」、帰りは「気をつけて帰って」といった声かけ運動を展開し、県職員にも積極的にこの運動に参加するよう呼びかけています。

それから、岩木川広域水道に関して、水道水の汚染があったことですが、住民の方々にうまくそのことが伝わらなかったということがありました。これは課題だととらえ、私自身直ちに指示し、連絡システムというものをどう構築するか、ということについて勉強会をスタートさせました。この仕組みを適切に作れば、水道水の汚染に限らず、様々な災害時における連絡システムとして活用できるはずですので、ご提言いただいたことについては、防災担当のほうに伝えたいと思います。

また、災害時の連絡体制ということでは防災無線もありますが、今、たいていの方は携帯電話を利用しています。携帯電話利用者には、あらかじめ登録していただければ、洪水情報などを連絡するといった仕組みもあります。本県では、全国的にみても早い時期から、

ＩＴ機器を活用して、暮らしを便利にし、危険を回避する仕組みに着目し、「ユビキタス」という事業の一環として取り組んでいます。



ボランティア活動について言えば、例えば、県立美術館のシャガール展で説明してくれている方も、ボランティアなのです。参加できる方はボランティアに参加しようと呼びかけていますが、どのようなボランティア活動があるのかといったことなどについては、「ボランティア・ＮＰＯ情報誌ブリジン」という冊子で紹介しています。ボランティアグループ同士での交流が広がればありがたいと考えています。

農林水産部理事

私も火事に遭ったことがあります。一声かけあうということは、緊急時には大事だと実感しました。どんなに携帯電話が便利になったとしても、最後に必要となるのは面と向かって伝えていくというシステムであり、地域の方々の人と人とのつながりの部分が大事だと考えます。

知事

確かに、ユビキタスなどがあるとしても、声をかけてくれる人がいないとその段階で情報の流れが止まってしまいます。今後とも、声をかける運動を続けてほしいと思います。

発言者４（６０歳代・女性）

私達の周りでは、結婚していない若者や結婚しても子どもを産まない夫婦が多いので、どんどん子どもの数が少なくなっているのではないのでしょうか。安心して結婚でき、子どもを産める社会を県、市、地域で考えなければならないのではないのでしょうか。県として、独身の若者に、結婚できる機会を与える支援などを考えていられるのでしょうか。

それから、認定こども園制度のことについてお伺いします。１０月から制度が実施されるとのことですが、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを受け入れ、保育と教育を一体に行い、子どもへの支援を行う施設と聞きました。そこで、時間、料金、利用方法などについて、詳しく教えていただければと思います。

知事

食生活ということでは、最近では、コンビニエンスストアの弁当がありますし、デパートの地下で惣菜を買えば自炊も難しくありませんので、男性が独身でもさほど困らない、便利な世の中になりました。

年間の結婚式が減っているといった話を聞いています。その理由は、結婚式場を使わない結婚が流行っているせいではないかと軽く考えていたのです。それでも念のため調査したところ、本県の場合、学卒者である若い女性の働く場が少ないということがあっては、そのような課題が浮かび上がってきました。男性の働く場については、それなりに整ってきているのに対して、女性の働く場は非常に少ないのです。若い女性が就職する際に県外に出られ、少なくなっているのです。そこで、まずは、学卒の女性が働ける場づくりが重要であると考えています。

それから、今、結婚できるような仕組みというお話がありましたが、平成14年度、15年度と2年間にわたり、男女の出会いを支援する事業を実施したのですが、費用の割に効果が少なかったことに加え、プライバシー意識の高まり、さらには民間が先行している分野において公費負担することへの批判などもあって、事業を終了したということがあります。

農林水産部理事

先頃テレビで、出生率が上がっている県として福井県が紹介されていました。なぜ出生率が上がっているのかというと、お世話を焼くような方がいて仲を取り持つ段取りをすることがあるということです。また、3世代で住んでいる方が多く、子どもを祖母に預けて働きに行くことができるといったことから、子どもを産みやすいのではないかと説明されていました。

知事

認定こども園については、詳しい資料をお渡しします。

発言者5（70歳代・男性）

私は、民生委員・児童委員として活動してきました。市制施行により、合併前より民生委員数が大幅に削減されると聞きました。委員数は、一定の基準によって定められるものと思いますが、削減によって、個々の委員の負担が重くなり、委員へのなり手がなくなることが懸念されます。

また、民生委員協議会の活動に対する補助金も減額されてきているため、活動を縮小せざるをえなくなっています。

しかし、福祉や児童を取り巻く環境は複雑多様化しており、民生委員・児童委員の業務範囲も拡大しています。委員数、補助金の額について、これまでの水準を維持できないもののでしょうか。

知事

民生委員・児童委員の方々には、御自身の生活を犠牲にしながら頑張って下さっている

ということに対し、ありがたいことだと思っています。

さて、民生委員・児童委員の委員数につきましては、県が国の基準にしたがい、市町村長の意見を聞いて定めるということになっていますが、委員活動への支援の縮小の大きな理由は、ご存知のとおり、国のほうからの圧倒的な地方交付税削減ということがあります。

地方交付税の配分の基礎となる委員の基準定数というものがあり、平川市の場合は、人口10万人未満の市の一般基準が適用されます。この中において、市町村のご意見をお聞きし、地域の実情を勘案しながら委員数を定めるということになるわけです。青森県の場合は、委員の基準定数よりも実員数が大きく上回っているのです、これを改めてもらいたいと国から指導されています。国の配置基準を大きく上回る地域を是正するなどの考え方が示されておりまして、この考え方に沿わざるを得ないということがあります。

しかし、私どもも、北海道・東北7県の保健福祉主管部長会議を通じて、民生委員・児童委員の活動の一層の充実を図るため地方交付税を増額することを、また全国知事会を通じて地方交付税の所要一般財源総額の確保について、強く国に要望しています。



ご指摘のとおり、委員一人当たりのいわゆる交付単価が年々低下しているという現状がありますが、地域において民生委員・児童委員の方々がこれまで果たしてきた役割や、これからも果たしていく役割の重要性を踏まえ、国に対し、強くアピールしていきたいと考えています。

市長

民生委員の皆さんのご苦勞は分かりますし、市としても努力はしなければならないとは思っていますが、やはり財政の範囲内ということもあります。地方交付税が減額されている中では、民生委員への支援だけを特別扱いするというのも難しいということとはご理解いただきたいと思います。

発言者6（50歳代・女性）

日本の食料自給率は40%しかないと言われています。県の食料自給率はどうなっているのでしょうか。私達農家グループでは地元のレストランに自分達でつくった野菜や果物を提供していますが、自給率を高めるためにはこのような「地産地消」の取組みが有効だと思います。県では、食料自給率を高めるため、どのような取組みを行っているのでしょうか。食料自給率を高めるための運動を強めてはどうでしょうか。

知事

青森県の食料自給率は、カロリーベースで１１７％となっています。品目別では、果物は約５００％、魚介類が約３００％、野菜で約２５０％という状況ですので、我々青森県は、食べるもの、更に加えて言えば、水資源、エネルギーという重要な要素がそろっていますので、将来にわたって確実に我々は生き延びていけます。そのような意味においては、青森県は恵まれていると言えます。

我々は、今、「攻めの農林水産業」に取り組んでいます。農業者・漁業者の方にも稼いでもらう、という運動を進めています。「青森の正直」というキャッチフレーズ入りの半纏^{はんてん}を着ながら、キャンペーンを張って県産品を販売して歩き、販売ルートを開拓することなどに取り組んでいますし、「あおりツーリズム」として農家レストランや漁家レストランという形でスローライフ・スローフードにも対応できるような仕組みに加えて、今年は、「食育」ということについても、いっそう力を入れた取組みをスタートさせました。デパートの地下の食品売り場の人たちにも参加してもらうなどして、特に若い世代と子ども達に対し、どのようにすれば地場の食品を食べてもらえるような仕組みづくりができるか、話し合っています。何よりも基本としているのは、「地産地消」です。地元のものを地元の人達が食べようと呼びかけています。

また、後継者の育成ということも大切ですが、県では「はたらく心」ＤＶＤという、青森の１００の仕事を紹介したＤＶＤを作成し、これを小学校などで見てもらって、子ども達に、自分の両親の仕事や住んでいる地域の仕事というものを理解してもらい、その中で、農林水産業に対する理解も深めてもらうこととしています。

市長

日本の食料自給率が４０％という数字ですが、先進国の中では最低レベルでしょう。なぜこうも低い数字となっているのでしょうか。

農林水産部理事

自給率の計算の仕方もあると思います。牛など、国内で育成されていても、その飼料が外国産だったりする例もあります。このような場合まで全部国産だと考えてしまうことがありますので、食育が大事になってくるのだと思います。選択の主体は消費者ですので、このようなことをきちんと理解し、消費者が選ぶための適切な情報を提供するということが非常に重要になってくると思います。

発言者７（４０歳代・男性）

私は、高校卒業直後から林業に携わってきましたが、長期間にわたる木材価格の低迷や、自然相手の重労働であることから、若手労働者が他産業に比べて非常に少なく、このままでは、手入れ不足が進み、森林生態のバランスが崩れ、山の崩壊が進むと思われます。そこで、多様な公益的機能を持つ森林を作り、重労働を解消し、若手労働者を確保するため、

高性能林業機械購入時の助成、植林及びその後の手入れに係る費用への補助拡大をしてはどうかと思います。このことによって、健全な青い森が作られるのではないかと考えています。

知事

私達青森県では、農山漁村というものが維持されること、自立した農林水産業が維持されるということによって地域コミュニティが存続する、そのことで、豊かな自然・美しい景観・伝統的な文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことができると思っています。そこで、私達青森県では、『農林水産業を支えることは地域の環境を守る』との基本的な考え方にに基づき、森づくりをはじめとして、農林水産業の生産基盤や、農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業、環境を守りながら、農林水産業を守りながら、地域の文化や暮らしを守っていくことを「環境公共」と呼び、積極的に進めているところです。

山・川・海の水循環を整えることにより、農林水産業が良くなります。ヒバやブナの植林等によって混交林を進めるようにしていますし、森林環境の維持保全、水路・水辺環境の整備、間伐材などの地場産材を活用した施設を作ったり、間伐材で炭をつくってホタテの貝殻と一緒に疎水性のダムにしてみる、そのようなことに取り組んでいます。



森づくりも、非常に重要なことと考えています。県土の保全・国土の保全として、また地球温暖化防止という多面的な機能を持っているわけですから、森林整備については特に力を入れる形にしています。

生産性を高め、労働力の低減を図る、高性能林業機械の購入に当たっては、「森林（もり）づくり交付金」を活用しています。この交付金の補助率は40～45%となっています。また、林業機械を購入するときに必要な資金を無利子で融資する制度もあります。植栽とその後の手入れについては、造林補助事業による助成を行っており、補助率は最大68%と、他の事業と比べて高率の補助となっています。

さらに、低コストな森林整備の普及、ボランティアによる森林整備、企業との連携による森づくりなど、様々なことに一緒に取り組んでいきたいと考えています。

都会に住んでいる方の中には、公共事業が無駄なものであると誤解している方もいるようですが、環境を守るため、農林水産業の集落を保持・維持していくためにも必要な投資というものがあり、自然を守るためには投資しなければならないということについて、フォーラムやシンポジウムを開催し、訴えています。

発言者 8（40 歳代・男性）

経営所得安定対策の中の「農地・水・環境保全向上対策」は、地域内における営農活動・共同活動に対し、一定の要件をクリアすれば支援するというものですが、水田に対しては国の助成額が 10 a 当り 2200 円であり、これに同額を地方公共団体が上乗せするということになっています。私の地区でも土地改良区理事長をまじえ、町会役員会でもこれに取り組むべく申請をしたのですが、市は財源不足で上乗せできないとの声が聞こえています。上乗せできない場合、事業は実施できるのでしょうか。地域活性化のためにも、この制度を活用したいと思っています。

知事



「農地・水・環境保全向上対策」の助成については、国が負担するから地方も負担するように、ということですが、地方の財政事情はきわめて厳しいので、国による適切な地方財政措置があって初めて実施できることと考えていますので、県議会ともども、国に訴えかけています。

農林水産部理事

大蔵省（現財務省）による財政運営の基本方針として、モノを作るときは援助するけれども、作った後のそのモノの管理については援助しない、という考えがありました。昨年度、この方針を突破するものとして、農地の共同管理作業などを支援することを内容とする「農地・水・環境保全向上対策」を実施することとなったものです。これは、モノの管理に必要な部分の 3 分の 1 は農家の方達が労働力として提供し、残りを国と地方で半分ずつ持とう、という考え方です。しかし、地方の負担部分については、今年に入ってから、いろいろな意見が出てきています。

市長

「農地・水・環境保全向上対策」については、地方自治体負担分が多いという課題がありますが、前向きに取り組んでいくこととしています。

市長所感

知事さんにはたいへん忙しいところありがとうございました。我々の市民の声を聞いていただきました。いろいろな意見がありましたが、できるものについてはできるだけ早く対処するようにお願い申し上げます。

知事所感

一人ひとりの県民の皆様方の思い、皆様方の感じていること、今こうあるべきだ、あるいはこういうアイデアがある、ということを皆様方から話していただき、それを県政に活かしていきたいと考えています。

さて、農林水産業の青森県でございます。農家レストラン・漁家レストランという形で青森を知っていただき、応援団になっていただくという形の観光、ツーリズムというものに取り組みながら、また、ものづくりの働く場も整えながら、若い世代が我々の地域に残っていけるような仕組みづくりに、今後とも頑張っていきます。

今日は市長さんをはじめとしまして、市民の皆様方からたくさんのご提案をいただきました。心から感謝し、御礼のあいさつとします。

ありがとうございました。